平成28年(あ)第1508号 殺人,非現住建造物等放火被告事件令和元年7月11日 第一小法廷判決

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人高野隆,同井上明彦,同和田恵の上告趣意のうち,判例違反をいう点は,事案を異にする判例を引用するものであって,本件に適切でなく,その余は,憲法違反をいう点を含め,実質は単なる法令違反,事実誤認の主張であり,被告人本人の上告趣意は,事実誤認の主張であって,いずれも刑訴法405条の上告理由に当たらない。

なお、所論に鑑み記録を調査しても、種々の客観的証拠等に基づき、被告人が本件各犯行の犯人であると認めた上、本件各犯行時における被告人の完全責任能力を 肯定した第1審判決を是認した原判断は相当であり、刑訴法411条を適用すべき ものとは認められない。

付言すると、本件は、約10年間にわたり、近隣住民からうわさをされたり、挑発や嫌がらせを受けたりしているとの妄想を抱いていた被告人が、報復しようと考え、一晩のうちに、近隣の住居4軒において住人5名を殺害し、うち2軒の家屋に放火して全焼させたという殺人、非現住建造物等放火の事案である。

量刑判断の中心となる各殺人の犯行についてみると、殺害の態様は、木製棒等で各被害者の頭部等を多数回殴打するなどして脳挫滅等により死亡させたというものであり、一部の被害者らに対しては、脚部等を骨折するほどの力で殴打したり、木製棒を口腔内に入れて組織が挫滅状態になるほど圧迫したりした上、頭部等に致命傷を与えているのであって、強固な殺意に基づく執拗かつ残忍な犯行というほかない。5名の生命が奪われた結果は誠に重大であり、遺族らの処罰感情は厳しい。また、各殺人及び放火についての動機の形成過程には、前記妄想が影響しているもの

の、被告人は自らの価値観等に基づいて各犯行に及ぶことを選択して実行したもので、前記妄想が本件各犯行に及ぼした影響は大きなものではない。

以上のような事情に照らすと、前科がないことなど、被告人のために酌むべき事情を十分に考慮しても、被告人の刑事責任は極めて重大であり、被告人を死刑に処した第1審判決を維持した原判断は、当裁判所もこれを是認せざるを得ない。

よって、刑訴法414条、396条、181条1項ただし書により、裁判官全員 一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官西谷隆 公判出席

(裁判長裁判官 山口 厚 裁判官 池上政幸 裁判官 小池 裕 裁判官 木澤克之 裁判官 深山卓也)